

中東情勢の変化による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更について（概要）

国土交通省では、別添のとおり、令和８年６月１６日付け「中東情勢の変化による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更について」により通知が発出され、ナフサを由来とする建設資材については、代替資材の調達や流通経路の見直し等、調達変更により必要となる経費をスライド条項の対象外とし、新たに「設計変更により計上」する運用が開始されました。

本市においても、国と同様に以下のとおり対応することとし、運用を開始します。

記

1 対象工事

千葉県発注の工事

2 調達検討資材について

ナフサを由来とする建設資材

3 対応について

令和８年７月１０日以降に設計図書を作成する工事に適用します。

なお、令和８年７月１０日以前に作成した工事の設計図書（既契約工事を含む）についても、受発注者間の協議により対応可能となります。